

議会運営委員会

令和4年11月22日（火）

午前9時59分開会

○南委員長 おはようございます。

ただいまより議会運営委員会を開催いたします。

執行部におかれましては、13日の尾鷲節コンクール、そして、この土日のツーデーウォークと、特に市長は9キロのほうへ挑んでくれたということで、本当に雨の中、日曜日は大雨の中、御苦労さまでした。

傍聴の申入れがございますので、許可してよろしいですか。1名の方でございます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 お入りください。

それでは、令和4年第4回尾鷲市議会定例会のための議運ということで、まず、その前に、病気療養中のため、村田幸隆委員と三鬼和昭委員が欠席でございます。

それでは、市長より御挨拶をいただきたいと思っております。

○加藤市長 おはようございます。

本日は、令和4年第4回定例会のための議会運営委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会に上程いたします議案につきましては、議案第61号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、議案第68号、尾鷲市水道事業給水条例の一部改正についてまでの条例の制定議案が3件と、条例の全部改正が1件、条例の一部改正議案が4件で、条例に関する議案が計8件でございます。

また、議案第69号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第10号）の議決についてから、議案第73号、令和4年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてまでの補正予算議案が5件と、議案第74号、尾鷲市斎場の指定管理者の指定についてと、議案第75号、三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議についてまでの合計15議案でございます。

その他、報告第10号、専決処分事項の承認について（令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号））と、報告第11号、専決処分事項について（和解及び損害

賠償の額の決定)の報告が2件でございます。

これら提出議案の詳細につきましては、総務課長より説明いたさせます。

よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○南委員長　それでは、総務課長、お願いいたします。

○竹平総務課長　それでは、今回提案しております議案について、御説明をさせていただきます。

議案書の1ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

議案第61号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてにつきましては、国家公務員の定年引上げと同様に、令和5年4月1日に施行される地方公務員法の一部を改正する法律により、地方公務員においても定年が60歳から65歳に引き上げられることになり、本市の関係条例として第1条関係の尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正をはじめ、第9条関係、尾鷲市職員の再任用に関する条例の廃止についてまで一括して条例を整備するものでございます。

次に、10ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

議案第62号、尾鷲市企業版ふるさと納税地方創生基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてにつきましては、地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対し、企業版ふるさと納税を有効活用することにより当該事業を推進するため、基金を設置するものでございます。

次に、12ページの議案第63号、尾鷲市学校給食センター設置条例の制定についてにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、学校給食の調理場の業務を一括管理する施設として、尾鷲市学校給食センターを設置するものでございます。

次に、14ページの議案第64号、尾鷲市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部改正についてにつきましては、議案第61号と同様に、定年引上げに伴い、地方公営企業法第38条第4項の規定に基づき、水道事業職員及び会計年度職員の給与の種類及び基準に関して条例を全面的に見直し、条例の全部を改正するものでございます。

次に、16ページの議案第65号、尾鷲市職員の定年等に関する条例の一部改正についてにつきましても、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年を年齢65歳、医療業務に従事する医師の定年を年齢70歳とし、令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における定年前再任用短時間勤務制に

ついて新たに定めるなど、職員の定年等に関し条例の一部を改正するものでございます。

次に、飛びまして、28ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

議案第66号、職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてにつきましては、国の人事院勧告に準拠して所要の改正を行うものであり、初任給及び若年層の給料表の水準の引上げ及び賞与の支給月数を0.1月分引き上げるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、48ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

議案第67号、尾鷲市職員退職手当条例の一部改正についてにつきましても、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、60歳以降の定年前に退職する場合における退職手当の基本額について附則で定めるほか、国家公務員退職手当法の改正に伴い、非常勤職員の退職手当の支給要件において、1か月に18日以上勤務を要するところ、常勤職員の要勤務日数が20日に満たない場合にあっては、当該支給に必要な勤務日数を18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数以上勤務という緩和など条例の一部を改正するものでございます。

次に、54ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

議案第68号、尾鷲市水道事業給水条例の一部改正についてにつきましては、令和3年4月に民法等の一部を改正する法律が公布され、令和5年4月1日から施行となる民法第213条の2第3項の規定により、給水装置の新設等の申込みに当たり、民法上の当該権利に関する内容を明記するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、56ページの議案第69号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第10号）の議決についてから、60ページの議案第73号、令和4年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてまでの5議案につきまして、一括して説明をさせていただきます。

お手元に配付の一般会計補正予算（第10号）主要事項説明の1ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

今回の補正につきましては、予算集計表にありますとおり、一般会計で歳入歳出それぞれ1億314万9,000円の増額、特別会計では国民健康保険事業会計で1,399万4,000円、後期高齢者医療事業会計で118万9,000円の増額、また、企業会計の病院事業会計では、歳入で4億8,984万8,000円、歳出で1,063万7,000円の増額、水道事業会計は歳入で81万7,000円、歳出

で1,986万5,000円をそれぞれ増額するものでございます。

2ページを御覧ください。

まず、一般会計の歳入でございます。

補正の主なものといたしまして、14款国庫支出金4,635万3,000円の増額は、扶助費の増加に伴う生活保護費負担金3,623万1,000円の増額が主なものでございます。

15款県支出金495万6,000円の増額は、利用者の増加に伴う三重県障害者自立支援給付費等負担金457万1,000円の増額が主なものでございます。

16款財産収入576万円の増額は、新田市営住宅跡地の売却に伴う土地売払い収入の追加が主なものでございます。

17款寄附金2,282万円の増額は、一般財団法人尾鷲みどりの協会より林業振興事業寄附金として2,230万円及び市内法人より52万円の御寄附をいただいたものでございます。

18款繰入金230万円の減額は、対象事業費の減少に伴う尾鷲みどりの基金繰入金の減額でございます。

20款諸収入2,556万円の増額は、紀北広域連合負担金前年度精算金1,494万7,000円の追加、派遣職員人件費540万8,000円の増額等によるものでございます。

3ページを御覧ください。

歳出でございます。

款別の補正額につきましては、一覧表の記載のとおりでございます。

このうち、主なものにつきましては、歳出明細書で説明をさせていただきます。

次ページを御覧ください。

まず、各款共通の人件費でございますが、主なものといたしまして、一般職で会計年度任用職員に係る報酬673万6,000円の減額、また、給料については、人事院勧告による給与改定や昇給に伴う増額及び人事異動等による減額などの増減要因により合計で1,150万7,000円の減額、職員手当につきましては、制度改革やその他の増減要因により400万8,000円の増額、また、共済費は450万8,000円の減額でございます。

次に、総務費でございます。

主なものとして、一般管理費のうち庁舎管理経費は電気料金の高騰に伴う本庁舎等の光熱水費126万5,000円の増額、財産管理費は、今回の補正に伴う財政

調整基金積立金 2,297万1,000円及び尾鷲みどりの基金積立金 2,230万円の増額でございます。

また、防災費、コミュニティセンター費及び諸費につきましては、それぞれ電気料金の高騰に伴う光熱水費の増額でございます。

5ページを御覧ください。

民生費でございますが、主なものとして社会福祉一般総務費で、福祉保健センターの光熱水費 175万2,000円及び紀北広域連合負担金 256万8,000円の増額、また、国民健康保険事業特別会計繰出金は、職員給与費等繰出金の減少等により 181万1,000円の減額でございます。

次に、自立支援給付事業につきましては、就労継続支援B型事業費 619万5,000円の増額のほか、それぞれ利用者の増加に伴うものでございます。

次に、後期高齢者医療費では、人事異動に伴う人件費の増加により後期高齢者医療事業特別会計繰出金が 118万9,000円の増額でございます。

次に、扶助費につきましては、医療扶助費等の増加により 4,615万5,000円の増額、また、生活保護施設事務費は、利用者の増加に伴う救護施設委託事務費負担金 215万6,000円の増額でございます。

続きまして、6ページを御覧ください。

衛生費の主なものにつきましては、保健事業普及費、健康増進事業に係る消耗品費 52万円の増額でございます。

次に、農林水産業費ですが、農林振興費の主なものとして林業振興費の木育推進業務委託料は、事業の中止により 230万円の皆減、漁港建設費では、水産基盤ストックマネジメント事業の事業費の組替えにより積算業務委託料を 200万円増額し、工事請負費を 200万円減額するものでございます。

また、海洋深層水事業費につきましては、電気料金の高騰による光熱水費 142万8,000円の増額でございます。

次の商工費におかれましても、観光トイレ等の光熱水費 24万1,000円及び夢古道の湯の設備修繕料 43万1,000円の増額でございます。

消防費は、常備消防費で三重紀北消防組合負担金 720万6,000円の減額でございます。

次に、教育費では、小学校学校管理費と次ページにあります中学校のほか、いずれも電気料金高騰に伴う光熱水費の増額が主なものでございます。

また、学校給食配送等業務委託料は、3月、1か月分として 27万5,000円

の追加でございます。

続きまして、8ページを御覧ください。

繰越明許費ですが、水産基盤ストックマネジメント事業で事業費の組替えに伴い前倒しとなる事業について、事業期間が翌年度にまたがることから1,715万8,000円を繰り越すものでございます。

次に、債務負担行為補正でございます。

尾鷲市コミュニティバス南輪内線、北輪内線、九鬼・早田線運行業務委託、以下26件の追加で、いずれも来年度以降における事業の円滑な執行を図るため債務負担行為を設定するもので、期間、限度額につきましては、それぞれ表に記載のとおりでございます。

次に、9ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

補正額は、歳入歳出それぞれ1,399万4,000円の増額となっております。

まず歳入でございますが、2款県支出金1,580万5,000円の増額は、保険給付費の増加見込みに伴う普通交付金の増額、4款繰入金181万1,000円の減額は、繰入れ対象経費の減少に伴う一般会計繰入金の減額でございます。

次に、歳出でございます。

主なものとして、1款総務費215万6,000円の減額は人事異動に伴う人件費の減額、2款保険給付費1,580万5,000円の増額は療養給付費等の増加見込みによるものでございます。

次に、10ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

補正額は、歳入歳出それぞれ118万9,000円の増額となっております。

歳入につきましては、2款繰入金で一般会計繰入金が118万9,000円の増額、歳出は、1款総務費118万9,000円の増額で、人事異動に伴う人件費の増額でございます。

次に、11ページを御覧ください。

病院事業会計補正予算（第2号）でございます。

収益的収入及び支出における収入は、医業外収益で新型コロナウイルス感染症対策の補助金が本年度末まで延長されたことにより4億8,984万8,000円の増額でございます。

支出では、医業費用で修繕費等の経費の増額等による1,066万の増額が主な

ものでございます。

12ページを御覧ください。

債務負担行為補正でございます。

プロパンガス購入費、以下17件の追加で、それぞれの期間、限度額につきましては記載のとおりでございます。

次に、13ページをお願いします。

水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

収益的収入及び支出の収入は、営業外収益で消費税還付金の増額等により81万7,000円の増額でございます。

また、支出では、営業費用が電気料金の高騰による動力費の増額等により2,111万3,000円の増額、営業外費用が消費税納付金の減額により124万8,000円の減額でございます。

次の債務負担行為1件の追加は水道部庁舎警備業務委託で、期間、限度額につきましては記載のとおりでございます。

補正予算の議案につきましては、以上でございます。

次に、議案書に戻りまして、61ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

議案第74号、尾鷲市斎場の指定管理者の指定についてにつきましては、公の施設の指定管理を行うに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者を指定する施設の名称は尾鷲市斎場、指定管理者は有限会社小倉葬具店、指定の期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間でございます。

次に、62ページの議案第75号、三重県市町総合事務組合同規約の変更に関する協議についてにつきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、三重県市町総合事務組合同規約第3条第1項第4号に規定する、物品及び業務委託に係る入札参加資格申請の受付及び審査の共同化に関する事務に、令和5年度より新たに伊勢市及び松阪市を加えるため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、64ページ、報告第10号、専決処分事項の承認について（令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号））につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求

めるものでございます。

内容といたしまして、令和4年10月18日専決、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算書（第9号）及び予算説明書の1ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

第1条において、既定の歳入歳出にそれぞれ1億7,942万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を115億983万7,000円としております。

8ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

まず歳入ですが、14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金は、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金1億7,500万円と事務費補助金442万9,000円の追加でございます。

10ページを御覧ください。

歳出でございますが、3款民生費、1項社会福祉費、9目生活困窮者自立支援事業費、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業1億7,942万9,000円は、臨時給付金システム改修委託料235万7,000円と、低所得世帯に対し1世帯当たり5万円を給付するための電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金1億7,500万円が主なものでございます。

続きまして、議案書にお戻りいただき、66ページをお願いいたします。通知をさせていただきます。

報告第11号、専決処分事項について（和解及び損害賠償の額の決定）につきましては、市内法人の敷地内において、市マイクロバスを相手方機器に接触させた自動車事故について、和解及び損害賠償の額が決定したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上をもちまして、提出議案等の説明とさせていただきます。

○南委員長 次に、議員派遣のほうをお願いいたします。

○高芝議会事務局長 それでは、議員派遣について説明させていただきます。

ただいま通知させていただきました議員派遣一覧表に記載のとおり、年明け、令和5年1月19日、四日市市において、第165回三重県市議会議長会定期総会が開催される予定でございます。議長と共に仲副議長が出席することから、地方自治法第100条第13項及び会議規則第166条の規定により議決をいただくものでございます。

なお、この議員派遣につきましては、本定例会最終日に議決いただく予定として

おりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

執行部から提出議案15件と報告第2件がございました。

特に御質疑等ある方、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。議員派遣までよろしいということですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、引き続きまして、議会事務局のほうから会期及び議事日程(案)について御説明を求めます。

○高芝議会事務局 それでは、会期及び議事日程(案)について説明させていただきます。

会期は、11月29日火曜日から12月14日水曜日までの16日間でございます。

会議はいずれも午前10時開会とさせていただきます。

11月29日に本会議を開会いたしまして、会議録署名議員の指名、会期決定の後、議案上程、提案説明、審議留保、これは先ほど執行部から説明がございました議案第61号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、議案第75号、三重県市町総合事務組合同規約の変更に関する協議についてまでの計15議案についてでございます。

次に、報告、質疑、討論、採決、これは報告第10号、専決処分事項の承認について(令和4年度尾鷲市一般会計補正予算(第9号))、次に、報告、質疑、これは報告第11号、専決処分事項について(和解及び損害賠償の額の決定)についてでございます。

次に、翌11月30日水曜日から12月2日金曜日までは議案調査、3日、4日は土日のため休会となります。

5日月曜日午前10時より本会議を再開し、11月29日に上程、提案されております議案に対する質疑の後、常任委員会に付託していただき、その後、一般質問に入っていただきます。

8日木曜日から、土日を挟みまして、12日月曜日は行政常任委員会を開催し、付託議案及び所管事項の審査を行っていただきます。

13日火曜日は予備日とし、14日水曜日午前10時から本会議を再開していただきまして、付託議案の委員会における審査結果等の委員長報告、委員長報告に対

する質疑、討論、採決を行い、閉会となる予定でございます。

委員長、続けて各発言通告書の説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

○南委員長 続けてお願いします。

○高芝議会事務局長 それでは、続けて各発言通告書の提出期限について説明させていただきます。

まず、一般質問発言通告書提出期限につきましては、申合せにより11月30日水曜日の午前11時まで、次に、議案質疑発言通告書提出期限は、報告第10号及び報告第11号につきましては11月28日月曜日の午前11時、その他の議案につきましては11月30日水曜日の午前11時まででございます。

次に、討論発言通告書提出期限は、報告第10号につきましては11月28日月曜日の午前11時、その他の議案につきましては12月13日火曜日の午前11時までとさせていただいております。

なお、ただいま議案付託表（案）のほうを通知させていただきましたので、御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○南委員長 会期及び議事日程と質疑、討論等の締切りについて、特に御意見のある方は御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 それでは、第3回定例会に基づいての議運の審査は終了いたしたいと思っております。

この際ですので、特に御意見のある方。

○西川委員 議運においてもちょっと、その他をつくっていただきたいのですが。その他。

○南委員長 議運ですか。

○西川委員 議運においてでも、特にその他というのをつくっていただけないかなと思ひまして。二、三、言いたいことがありますので。

○南委員長 分かりました。

従来、議長。

○小川議長 あったよ。

○南委員長 従来、別にやぶさかではないと思ひますので、もしそういった考え方であれば、事務局長、その他を項目つけることは、特に。

○高芝議会事務局長　ただいま委員長さん言っていたとおり、基本的には事前に通知させていただく会議事項に基づいて会議を進めていただくんですが、委員長裁量及び議長裁量でそれ以外の項目を協議等していただくことに問題はないものと思われま。

○南委員長　特に議長から何か諮問みたいなことをされる場合は、当然その他のほうを入れさせてもらって、ケース・バイ・ケースということなんですけれども、一応終わってからでも発言を求めていますので、できる限りその他のほうは列挙するようにしたいと思います。

○西川委員　じゃ、一言、ちょっと二つほど言わせてもらっていいですか。

議長というのは公正中立な立場にある職業ですね。その方が特定の議員と予算要望を市長に申し入れる行為は、議長としての資質に欠けており、謝罪文を新聞に載せるべきだと思います。

たとえ一議員であったとしても、執行部に予算の要望をすることは常識から逸脱した行為であり、ましてや議長職にある者の行動としては、予算の要望を行うことは好ましくないと思います。議会において審議をする案件を議長職にある議員と特定の議員が要望することは、分かりやすく言えば執行部に圧力をかける行為であり、市長も優先順位をつけてやりたいと応えざるを得ない状況をつくり出していると思います。

議長職にありながら特定議員と組んで市長に申入れをするような行為は、不信任に値する行為であると思いますので、議長はどのような対処をされますか。

○南委員長　西川委員さんからただいまの考え方があったんですけれども、まず一般常識的なことで委員長として言うと、従来でも、これまで議員の政治活動という一環のことで、これまでずっと市長に、議長であっても、委員長であっても、予算要求なり要望したのは現実として残っております。ただし、その場合でも議長は議長職、誰々って要望する場合は、それは当然議会の合意形成の下ですべきであると思いますけれども、前回のことなんかは、ただ、議長であっても、議長という名称は出していないということで、別段、僕は政治活動の一環としてグレーでも何ともないと僕は考えておりますので、議長のほうのまず見解なんかを求めたいと思います。

○小川議長　議長職の議長名で出すのは駄目かなと思うんですけど、議長であっても一般質問も、議長席を降りた後で一般質問もできますし、一議員としての、先ほど言われましたけど、政治活動の一環として名を連ねたというだけで、何ら問題

はないと私は判断しております。

○西川委員 いや、僕はいろんな方から、最近ちょくちょく相談しているんですよ。新聞に、例えば議長という名前がつかなくても、その場におるだけでも議長は議長ですよ。そこのところはちょっとおかしいんじゃないのかなと思ひまして。それ、もう誰が見ても議長は議長じゃないですか。僕は一議員だ、議長だという区別、名札をつけるわけじゃありませんよね。だもんで、ちょっとそこ、おかしいんじゃないのかなと思うんですけど。

○小川議長 これ、いつまでやっても平行線なので、見解の違いじゃないですか。

○西川委員 いや、それはまた後日、こういう別席でお話をさせていただきたいなと思ひますけど、あともう一つだけいいですか。

○南委員長 どうぞ。

執行部はちょっと退席、また全協のときは呼ばせてもらう。すみません。退席。

○西川委員 苦情と言うたほうがいいと思ひますけど、ある議員さんが入院されていますよね。今、尾鷲総合病院では、コロナ対策として面会を禁止されていますよね。ところが、市会議員であるということで、特定の議員が勝手に面会に来てくるといふ、そういう苦情をいただいたんですけど、これ、ルールはルールとして、議会のルールではなく総合病院のルールに従って、面会禁止は個室であっても、携帯で話ができるんですから、わざわざ行かなくてもいいんじゃないかなと思ひますけど。

○南委員長 それ、誰のことを指しておるのか僕は分かりませんが、面会は、尾鷲病院としては禁止、今も禁止されております。

○西川委員 いや、じゃ、誰のことを指しておるか分からんというのであれば、見えられた方はいますか。行っていませんか。

○南委員長 行っていません。

○西川委員 行っていませんか。

○南委員長 うん。

○西川委員 そうですか。じゃ、僕が聞いた病院関係者からいうと、ほかの議員さんは行っておられないということでもいいんですね。

見舞いというか、どんどん議員が勝手に出入りして、病院のルールに従ってくれないと。

○南委員長 それは議運のメンバーではないということですので。

○西川委員 そうですか。議運のメンバーではないということですね。分かりま

した。

- 南委員長 ええ。そういうことで御理解をお願い……。
- 西川委員 一応、これ、覚えておいてくださいね。
- 南委員長 病院は一応面会謝絶でございます。今も変わっておりません。
- 西川委員 分かりました。
- 南委員長 他にございませんか。

中村レイさんから番外発言の申入れがございました。許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 南委員長 それでは、番外発言、簡潔にお願いをいたします。
- 中村議員 2点あります。

まず1点は、全協において、その他が最近いつもないことについて、おかしいと思いますので、必ず全協ではその他を入れてください。私たちの発言の場がないです。一つお願いです。

- 南委員長 またそれは全協の場で議長のほうから。
- 中村議員 もう一つ、第5回臨時議会において、教育長の人事案件における質疑の発言中に発言者の発言を停止させられました。議長はどのような判断基準で発言を中止させたのか、その根拠を聞かせてください。
- 南委員長 あのときの臨時会での発言で、僕、南、それから内山左和子議員さんだった。

(「討論やったね」と呼ぶ者あり)

- 南委員長 でしたか。そういうことで。よろしいですか、それで。
- 中村議員 はい。
- 小川議長 質疑の中には私見を入れられないことになっておりますけれども、私を感じたところでは名前が、私見が入っておりましたので止めさせていただきました。

以上です。

- 中村議員 人事案件で、別に誰も私見、述べていないです。ただ、事例として言われて名前が出たことについて、私見ではありません。これ、人事ですので、名前を出すことが、どこが私見なんですか。
- 小川議長 私見かどうか判断するのは議長の判断で、議長の中に、議長には議事整理権と秩序保持権というのがあります。それで私が私見と判断したので、議長

の判断に委ねていただかないと困ると思います。

- 中村議員 議長の仕事とは、1人でも、一つでも多くの発言を引き出すことであり、不当に発言者の意見を中止させるのは、それは越権行為です。職権濫用です。

(「委員長」と呼ぶ者あり)

- 南委員長 ちょっと待ってくださいね。

- 中村議員 ですから、不当な発言の中止はやめるべきです。

今議長が言われた私見、どこをもって私見と判断されたのかを教えてくださいたいと思います。

- 南委員長 もう一度、議長。繰り返しになると思うんですけど。

- 小川議長 どこをもってと、今、思い出せといってもあれですが、私見が入っていたと感じたので止めました。個人名も出ていましたし、自分の考えというか、私見を持ちちゃいけないと質疑の場合はなっていますので、そのように判断させていただいたということ。それ、議長が替わるたびにその判断基準というの、基準はありませんけれども、一人一人違うと思いますので、その辺、御理解いただきたいと思います。

- 南委員長 中村議員さん、本会議場は議長の議事整理権と裁量権というのがありますので、ある程度は理解をしていただきたいと思います。

これで番外発言を終わります。

- 小川議長 議員の発言って自由であっていいと思うんですけども、国会議員の場合、免責特権というのがあります。何を言っても認められるというのがあります。地方議員には免責特権というのはありません。そして今、刑法の中で侮辱罪とか、厳しくなってきた、訴えられたりする場合がございますので、人格に関する事とかそういうのはやめておいたほうが後々のためにいいんじゃないかと思って、その討論のときは人格に関わることが出てきましたので止めさせていただきました。

以上です。

- 南委員長 最後で。

- 中村議員 そもそも人事において質疑や討論というのは本来なされないと思うんですよ。でも、これを、議運で質疑と討論というのが出て、それが許可されたということは、人事についての内容の発言が許可されたということなんです。だから、それについて、もし当人が侮辱罪とか、それで訴えられるなら、それは訴えられたらいいと思うんです。だから、もし質疑とか討論が許可されたのであれば、その発言についてできる限り多くの発言をさせるべきであり、中止させるべきではないと

思います。ですから、まず人事において質疑、討論をするかどうかのところからや
っていただきたいと思います。

○小川議長　　そういう話になると思いまして、話をさせていただきますけれども、
よその議会によりますと、こういうことになるので、人事案件に関しては質疑も討
論もなしにしましょうと申合せしているところがございますので、もしよければ、
今提案させていただければ、尾鷲市としても人事案件に関しては質疑も討論もなし
ということで申合せしたらどうでしょうか。

○南委員長　　それはそれで後日、また諮問していただいたら。
他にないですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　やはりある程度は、本会議場は、議長の裁量権というのが円滑な議
会運営の一つでございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上で、議会運営委員会を終わります。ありがとうございました。

（午前10時36分 閉会）